

市区町村別集計項目(推進体制等)

山梨県	
市区町村数	27

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)							
			担当課(室)名	所属			問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無			
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況			
					11	16	22					27						
19	201	甲府市	人権男女参画課	1	2	1	1	甲府市男女共同参画推進条例	2003年3月26日	2003年4月1日		第4次こうふ男女共同参画プラン～あなたも、私も、だれもが自分らしく生きるまち～	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
19	202	富士吉田市	市民協働推進課	1	2	1	1	男女共同参画推進条例	2003年3月24日	2003年4月1日		第3次ふじよしだ男女共同参画プラン	2023年4月1日	～	2032年3月31日	1	1	
19	204	都留市	地域環境課	1	2	1	1	都留市男女共同参画基本条例	2000年3月24日	2000年3月24日		第3期都留市男女共同参画推進計画	2016年4月	～	2027年3月	1	1	
19	205	山梨市	地域資源開発課	1	2	1	1	山梨市男女共同参画推進条例	2005年4月25日	2005年4月25日		第4次山梨市男女共同参画基本計画	2022年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
19	206	大月市	秘書広報課	1	2	1	1	大月市男女共同参画社会推進条例	2005年3月28日	2005年3月28日		大月市男女共同参画プラン	2015年3月	～	2024年3月	0	1	
19	207	韮崎市	総合政策課	1	2	0	1	韮崎市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年4月1日		第3次韮崎市男女共同参画推進計画「すべての人が自分らしく暮らせるまちにらさき」	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
19	208	南アルプス市	市民活動支援課	1	2	1	1	南アルプス市男女共同参画推進条例	2006年12月25日	2007年2月1日		第2次南アルプス市男女共同参画基本計画	2015年4月1日	～	2025年3月31日	0	1	
19	209	北杜市	市民環境部市民サービス課	1	2	0	0	北杜市男女共同参画推進条例	2006年3月14日	2018年10月22日		ほくとほほえみ夢プラン(第2次北杜市男女共同参画推進プラン)	2016年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
19	210	甲斐市	市民活動支援課	1	2	1	1	甲斐市男女共同参画推進条例	2010年3月10日	2010年4月1日		第4次甲斐ヒューマンプラン	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
19	211	笛吹市	市民活動支援課	1	2	1	1	笛吹市男女共同参画推進条例	2011年9月28日	2011年9月28日		第4次輝け男女笛吹プラン	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
19	212	上野原市	総務課	1	2	0	1	上野原市男女共同参画推進条例	2015年3月30日	2015年4月1日		第2次上野原スマイルプラン	2015年4月	～	2025年3月	0	1	
19	213	甲州市	市民課	1	2	1	1	甲州市男女共同参画推進条例	2016年3月18日	2016年4月1日		第3次甲州市男女共同参画推進計画	2022年4月1日	～	2032年3月31日	1	1	
19	214	中央市	企画課	1	2	1	0	中央市男女共同参画推進条例	2017年12月19日	2018年4月1日		拓け中央輝きプラン	2017年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
19	346	市川三郷町	政策推進課	1	2	0	1	市川三郷町男女共同参画推進条例	2007年9月14日	2007年9月14日		第4次市川三郷町男女共同参画プラン～輝く笑顔いちかわみさと～	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
19	364	早川町	総務課	1	2	0	0	早川町男女共同参画社会推進条例	2004年6月14日	2004年6月14日		はやかわ男女いきいきプラン	2019年4月1日	～	2029年3月31日	1	1	
19	365	身延町	企画政策課	1	2	0	1	身延町男女共同参画推進条例	2006年9月21日	2006年9月21日		第2次みのぶヒューマンプラン	2019年4月1日	～	2029年3月31日	1	1	
19	366	南部町	総務課	1	2	0	1	南部町男女共同参画推進条例	2005年3月25日	2005年3月25日		第3次南部町ヒューマンプラン	2018年10月	～	2028年9月	1	1	
19	368	富士川町	政策秘書課	1	2	0	1	富士川町男女共同参画推進条例	2014年6月19日	2014年7月1日		第二次富士川町男女共同参画基本計画「すべての人が輝くふじかわ推進プラン」	2021年4月	～	2026年3月	1	1	
19	384	昭和町	企画財政課	1	2	0	0	昭和町男女共同参画推進条例	2011年9月26日	2011年10月1日		「共に生き生き輝け昭和」第3次昭和町男女共同参画基本計画	2023年4月	～	2033年3月	1	1	
19	422	道志村	総務課	1	2	0	0				0						0	0
19	423	西桂町	総務課	1	2	0	0				2	西桂町第3次男女共同参画計画	2023年4月	～	2032年3月	1	1	
19	424	忍野村	総務課	1	2	1	1	忍野村男女共同参画推進条例	2008年3月17日	2008年4月1日		第3次忍野ハーモニープラン	2016年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
19	425	山中湖村	総務課	1	2	0	0	山中湖村男女共同参画推進条例	2004年10月1日	2004年10月1日		第4次山中湖いきいきプラン	2014年4月1日	～	2018年3月31日	0	1	
19	429	鳴沢村	総務課	1	2	0	0				0	(鳴沢村長期総合計画)	2022年4月1日	～	2027年3月31日	0	0	
19	430	富士河口湖町	政策企画課	1	2	0	0	富士河口湖町男女共同参画推進条例	2011年3月7日	2011年4月1日		第2次ふじサンサンプラン	2016年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
19	442	小菅村	教育委員会	2	2	0	0				0						0	0
19	443	丹波山村	教育委員会	2	2	0	0				0						0	0

<選択肢回答>

- 所属
1 首長部局
2 教育委員会

- 事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

- 庁内連絡会議
1 有
0 無

- 諮問機関
1 有
0 無

- 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2024年3月末までの制定を目的に検討中
2 2023年度以降の制定を目的に検討中
3 その他
0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営					
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			1									0	1	1	0	0	1	0	0
19	201	甲府市	甲府市男女共同参画センター		400-0858	山梨県甲府市相生2-17-1	055-237-5209	055-222-2062	https://www.city.kofu.yamanashi.jp/nadeshiko-plus/activewoman/shienjigyo.html#shisetu		○	○					○		
19	202	富士吉田市																	
19	204	都留市																	
19	205	山梨市																	
19	206	大月市																	
19	207	韮崎市																	
19	208	南アルプス市																	
19	209	北杜市																	
19	210	甲斐市																	
19	211	笛吹市																	
19	212	上野原市																	
19	213	甲州市																	
19	214	中央市																	
19	346	市川三郷町																	
19	364	早川町																	
19	365	身延町																	
19	366	南部町																	
19	368	富士川町																	
19	384	昭和町																	
19	422	道志村																	
19	423	西桂町																	
19	424	忍野村																	
19	425	山中湖村																	
19	429	鳴沢村																	
19	430	富士河口湖町																	
19	442	小菅村																	
19	443	丹波山村																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
1	1	1	1	0	1	0	0	0									
19	201	甲府市	甲府市男女共同参画センター	2003年4月1日	5	2	6,971	○	○	○	○		○				男女共同参画推進事業等
19	202	富士吉田市			0	0	0										
19	204	都留市			0	0	0										
19	205	山梨市			0	0	0										
19	206	大月市			0	0	0										
19	207	韮崎市			0	0	0										
19	208	南アルプス市			0	0	0										
19	209	北杜市			0	0	0										
19	210	甲斐市			0	0	0										
19	211	笛吹市			0	0	0										
19	212	上野原市			0	0	0										
19	213	甲州市			0	0	0										
19	214	中央市			0	0	0										
19	346	市川三郷町			0	0	0										
19	364	早川町			0	0	0										
19	365	身延町			0	0	0										
19	366	南部町			0	0	0										
19	368	富士川町			0	0	0										
19	384	昭和町			0	0	0										
19	422	道志村			0	0	0										
19	423	西桂町			0	0	0										
19	424	忍野村			0	0	0										
19	425	山中湖村			0	0	0										
19	429	鳴沢村			0	0	0										
19	430	富士河口湖町			0	0	0										
19	442	小菅村			0	0	0										
19	443	丹波山村			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称			宣言の形態	女性市区長数		女性比率(%)	女性副市区長数		女性比率(%)	女性町村長数		女性比率(%)	女性副町村長数		女性比率(%)	女性自治会長数
			6			13	0	0.0	12	0	0.0	14	0	0.0	9	0	0.0	2,131	77	3.6
19	201	甲府市	2013年6月20日	甲府市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	2	0	0.0						512	28	5.5
19	202	富士吉田市					1	0	0.0	1	0	0.0						33	0	0.0
19	204	都留市	2001年3月4日	男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	0	0							88	5	5.7
19	205	山梨市					1	0	0.0	1	0	0.0						88	4	4.5
19	206	大月市					1	0	0.0	0	0							171	8	4.7
19	207	韮崎市					1	0	0.0	1	0	0.0						99	3	3.0
19	208	南アルプス市	2006年12月25日	南アルプス市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						86	0	0.0
19	209	北杜市	2011年11月1日	北杜市男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	1	0	0.0						122	2	1.6
19	210	甲斐市					1	0	0.0	1	0	0.0						136	4	2.9
19	211	笛吹市	2015年3月15日	笛吹市男女共同参画都市宣言		4	1	0	0.0	1	0	0.0						132	1	0.8
19	212	上野原市					1	0	0.0	1	0	0.0						111	2	1.8
19	213	甲州市	2019年6月21日	甲州市男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	1	0	0.0						100	2	2.0
19	214	中央市					1	0	0.0	1	0	0.0						60	2	3.3
19	346	市川三郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	53	2	3.8
19	364	早川町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	1	3.4
19	365	身延町										1	0	0.0	1	0	0.0	132	9	6.8
19	366	南部町										1	0	0.0	0	0		25	0	0.0
19	368	富士川町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
19	384	昭和町										1	0	0.0	1	0	0.0	12	1	8.3
19	422	道志村										1	0	0.0	0	0		28	1	3.6
19	423	西桂町										1	0	0.0	0	0		5	0	0.0
19	424	忍野村										1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
19	425	山中湖村										1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
19	429	鳴沢村										1	0	0.0	0	0		2	0	0.0
19	430	富士河口湖町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	2	3.0
19	442	小菅村										1	0	0.0	0	0		8	0	0.0
19	443	丹波山村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1						調査時点コード										
		問8-1		問8-2					審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他					
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数												女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)							総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数
	小計			512	407	7,467	1,949	26.1		526	426	7,866	1,981	25.2	154	67	909	100	11.0	485	62	12.8	575	70	12.2								
19 201	甲府市	40%以上	2028年3月	44	37	634	158	24.9	第202条の3に該当する審議会等数	44	37	634	158	24.9	6	4	37	7	18.9	40	5	12.5	41	5	12.2	2	2023年7月10日	2	2023年7月10日	2	2023年7月10日		
19 202	富士吉田市								地方自治法第202条の3に基づく審議会等	23	21	246	79	32.1	6	2	37	3	8.1	0	0	0.0	23	5	21.7	1		1		1		1	
19 204	都留市	40.0	2027年3月	29	23	388	78	20.1	市の外部審議会委員	29	23	388	78	20.1	5	2	27	3	11.1	19	4	21.1	20	4	20.0	1		1		1		1	
19 205	山梨市	30.0	2028年3月	27	27	421	113	26.8	地方自治法202条の3	21	20	355	87	24.5	6	3	53	4	7.5	53	8	15.1	54	8	14.8	1		1		1		1	
19 206	大月市	20.0	2024年3月	17	10	320	60	18.8	地方自治法第202条の3	13	10	320	60	18.8	5	2	29	3	10.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1		1	
19 207	韮崎市	40.0	2026年3月	28	25	667	229	34.3	(1)法律又は条例により設置する付属機関(2)付属機関に準ずる機関で規則又は要綱により設置されているもの	28	25	667	229	34.3	6	4	40	8	20.0	25	8	32.0	26	8	30.8	1		1		1		1	
19 208	南アルプス市	45.0	2025年3月	64	49	971	263	27.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	48	37	666	158	23.7	6	3	38	4	10.5	30	4	13.3	31	4	12.9	1		1		1		1	
19 209	北杜市	33.2	2026年3月	25	23	529	161	30.4	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、法令又条例の定めるところにより市長が設置する付属機関及び有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを目的とした規則、要綱、その他の規定に基づく審議会、委員会、協議会等	25	23	529	161	30.4	6	4	66	7	10.6	39	2	5.1	40	2	5.0	1		1		1		1	
19 210	甲斐市	30.0	2026年3月	52	43	898	240	26.7	地方自治法に基づく範囲内	44	38	832	227	27.3	6	3	36	4	11.1	25	7	28.0	26	7	26.9	1		1		1		1	
19 211	笛吹市	30.0	2024年3月	41	29	473	123	26.0	審議会・付属機関	30	21	386	105	27.2	6	4	37	6	16.2	26	2	7.7	27	2	7.4	1		1		1		1	
19 212	上野原市								1. 法律又は政令により設置されている審議会等 2. 法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) 3. 条令、規則等により設置されている懇談会、会議等	17	9	298	47	15.8	5	1	42	3	7.1	31	7	22.6	32	7	21.9	1		1		1		1	
19 213	甲州市	50.0	2032年3月	28	27	375	98	26.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	28	27	375	98	26.1	5	2	52	3	5.8	30	2	6.7	31	2	6.5	1		1		1		1	
19 214	中央市	30.0	2024年3月	40	33	532	135	25.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	21	15	218	45	20.6	6	3	32	4	12.5	0	0	0.0	17	2	11.8	1		1		1		1	
19 346	市川三郷町	33.3	2024年3月	36	27	461	96	20.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	28	22	364	79	21.7	5	2	28	2	7.1	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1		1	
19 364	早川町								地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	7	4	87	10	11.5	6	2	23	3	13.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1		1	
19 365	身延町	30.0	2024年3月	16	14	200	42	21.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	16	14	200	42	21.0	6	3	42	5	11.9	0	0	0.0	24	1	4.2	1		1		1		1	
19 366	南部町								地方自治法第202条の3と第180条の5に基づく審議会・委員会等	8	7	94	15	16.0	6	4	31	4	12.9	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1		1		1	
19 368	富士川町	30.0	2026年3月	27	20	275	63	22.9	審議会と地方自治法に定める委員会のみ	21	18	244	61	25.0	6	2	31	2	6.5	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1		1	
19 384	昭和町	32.2	2033年3月	14	5	69	14	20.3	村内	13	10	176	33	18.8	6	2	29	4	13.8	30	2	6.7	31	2	6.5	1		1		1		1	
19 422	道志村								地方自治法に基づく審議会(第202条の3)・委員会(第180条の5)等	5	5	44	11	25.0	5	2	20	2	10.0	14	2	14.3	15	2	13.3	1		1		1		1	
19 423	西桂町									5	4	75	12	16.0	6	2	27	2	7.4	31	2	6.5	32	2	6.3	1		1		1		1	
19 424	忍野村	30.0	2026年3月	5	3	44	7	15.9		5	3	44	7	15.9	6	3	30	5	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1		1	
19 425	山中湖村									6	3	69	5	7.2	6	1	25	1	4.0	22	3	13.6	23	3	13.0	1		1		1		1	
19 429	鳴沢村									4	2	42	5	11.9	6	3	26	5	19.2	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1		1		1	
19 430	富士河口湖町	30.0	2026年3月	19	12	210	69	32.9		14	11	182	67	36.8	5	1	28	2	7.1	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1		1	
19 442	小菅村									5	1	42	3	7.1	5	1	21	2	9.5	8	0	0.0	9	0	0.0	1		1		1		1	
19 443	丹波山村									5	3	32	4	12.5	5	2	19	2	10.5	0	0	0.0	8	0	0.0	1		1		1		1	

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)				
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
コ ロ ニ ヤ	コ ロ ニ ヤ	コ ロ ニ ヤ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
19	212	上野原市	1	上野原市議会	1	4	2	2		2	2	2	2	2	4
19	213	甲州市	4	甲州市議会	1	2	1	2	甲州市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
								1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護
19	214	中央市	3	中央市議会	1	2	1	中央市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 委員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
19	346	市川三郷町	4	市川三郷町議会	2								4	4	4	4	2	
19	364	早川町	4	早川町議会	1	2	1	早川町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定に関わらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	4
19	365	身延町	4	身延町議会	1	2	1	身延町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
19	366	南部町	4	南部町議会	1	3	2						2	2	2	2	2	4
19	368	富士川町	4	富士川町議会	1	2	1	富士川町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
19	384	昭和町	2	昭和町議会	1	4	2						1	1	1	1	1	1
19	422	遠志村	4	遠志村議会	1	4	2						4	4	4	4	4	4
19	423	西桂町	4	西桂町議会	1	4	2						1	2	2	2	2	1
19	424	忍野村	4	忍野村議会	1	2	1	忍野村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
19	425	山中湖村	4	山中湖村議会	1	3	2						4	4	4	4	4	4
19	429	鳴沢村	4	鳴沢村議会	1	2	1	鳴沢村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
19 430	富士河口湖町	2	富士河口湖町議会	1	2	1	富士河口湖町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
19 442	小菅村	4	小菅村議会	4								4	4	4	4	4	4	
19 443	丹波山村	4	丹波山村議会事務局	2								2	4	2	4	2	4	

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
市区町村	名称	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。 1. 関係するハラスメント(規定)がある倫理規程を制定している 2. ハラスメント防止に関する取組(研修)を行っている 3. その他			問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施しているセンターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
		0	2	2	1	0	1		5	3	2	2		2		
		0	2	9				7	6	6	2		23			
		0	0	16				15	3	19	2		2			
		27	23								21					
19 201	甲府市	4	4	3				1	3	3	1		1	甲府市議会議員旧姓使用取扱要綱 (目的) 第1 この要綱は、甲府市議会議員(以下、「議員」という。)が戸籍上の氏に代えて旧姓を議会活動に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。	1	甲府市地域防災計画 人権男女参画班(人権男女参画課長) 総務班の応援に関すること
19 202	富士吉田市	4	4	3				3		3	4		2			
19 204	都留市	4	2	2				2	2	2	3		2			
19 205	山梨市	4	4	1			3	1	3	3	2		2			
19 206	大月市	4	4	3				2	3	3	4		2			
19 207	重崎市	4	4	3				3		3	4		2			
19 208	南アルプス市	4	4	2				1	1	1	4		2	「地方議会における男女共同参画の推進」についての研修を実施した		
19 209	北杜市	4	4	3				3		3	4		2			
19 210	甲斐市	4	4	2				2	2	3	4		2			
19 211	笛吹市	4	1	1	1			1	1	1	4		2	笛吹市議会政治倫理規定 第1条 この規定は、笛吹市議会議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることによる、議員の政治倫理の確立を図り、もって議員自らが清潔で信頼される議会実現を目指すことを目的とする。		
19 212	上野原市	4	4	3				3		3	4		2			
19 213	甲州市	4	4	3				3		3	4		2			
19 214	中央市	4	4	2				2	2	2	4		2			
19 346	市川三郷町	4	1	2				3	2	2	4		2			
19 364	早川町	4	2	3				3	3	3	4		2			
19 365	身延町	4	4	3				3	3	3	2		2			
19 366	南都町	4	4	3				3	3	3	4		2			
19 368	富士川町	4	4	2				2	2	2	4		2			
19 384	昭和町	4	4	3				3		2	1		2	昭和町議会議員の通称名等の使用に関する規定 第2条 第1項 議員は、前条の通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用申請書(様式第1号)を議長に提出し、承認を得なければならない。 第2項 議長は、前項の申請書の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。		
19 422	道志村	4	4	3				3		3	4		1	道志村地域防災計画 第3章 防災の基本方針 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立も必要である。		
19 423	西桂町	4	4	3				3		3	4		2			
19 424	忍野村	4	4	3				3		3	4		2			
19 425	山中湖村	4	4	3				3		3	4		2			
19 429	鳴沢村	4	4	2				1	1	2	4		3			
19 430	富士河口湖町	4	4	2				2	2	3	3		2			
19 442	小菅村	4	4	2				2	2	3	4		3			
19 443	丹波山村	4	4	3				3	3	3	4		2			